

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部を次のように改正し、2021年3月13日乗車となるものから適用する。ただし、第78条及び別表中小田急電鉄株式会社線の部に関する改正規定は2021年3月13日から施行し、第106条（注）に関する改正規定は2018年3月17日から適用する。

改正前	改正後
(略)	(略)
(接続駅の選択)	(接続駅の選択)
<p>第 78 条 <u>次の各号の区間に発着する</u>乗車券を所持する旅客は、<u>当該各号に掲げる駅のうち</u>、任意の駅で連絡乗車することができる。</p> <p>(1) 西日本旅客鉄道株式会社線神戸・姫路間各駅 と三ノ宮接続阪神電気鉄道株式会社線各駅との } 三ノ宮駅又は元町駅 相互間</p> <p>(2) 旅客会社線各駅と新今宮接続南海電気鉄道株式会社線各駅との相互間（定期乗車券を所持する旅客を除く。） } 新今宮駅又は難波駅</p> <p>(注) 各号の「各駅」とは、規程別表の連絡運輸区域の部に掲げる各駅をいう。</p>	<p>第 78 条 <u>西日本旅客鉄道株式会社線神戸・姫路間各駅と三ノ宮接続阪神電気鉄道株式会社線各駅との相互発着となる</u>乗車券を所持する旅客は、<u>三ノ宮駅又は元町駅のうち</u>、任意の駅で連絡乗車することができる。</p> <p>(注) 「各駅」とは、規程別表の連絡運輸区域の部に掲げる各駅をいう。</p>
(略)	(略)
(連絡会社線の連絡取扱駅における旅客会社線急行券等の発売)	(連絡会社線の連絡取扱駅における旅客会社線急行券等の発売)
<p>第 106 条 別に定める連絡会社線の連絡取扱駅においては、旅客会社線及び連絡会社線区間を通じて乗車する旅客（乗車券を併用する旅客を含む。）に対し、旅客規則第18条第2号から第6号までに規定する旅客会社線区間の乗車券類（以下「旅客会社急行券等」という。）を発売する。</p> <p>(注) 「別に定める連絡会社線」とは、旅客連絡運輸取扱基準規程（昭和62年4月営達第21号）第44条付表 <u>2</u> に掲げるものをいう。</p>	<p>第 106 条 別に定める連絡会社線の連絡取扱駅においては、旅客会社線及び連絡会社線区間を通じて乗車する旅客（乗車券を併用する旅客を含む。）に対し、旅客規則第18条第2号から第6号までに規定する旅客会社線区間の乗車券類（以下「旅客会社急行券等」という。）を発売する。</p> <p>(注) 「別に定める連絡会社線」とは、旅客連絡運輸取扱基準規程（昭和62年4月営達第21号）第44条付表 <u>3</u> に掲げるものをいう。</p>
(略)	(略)
(236) 小田急電鉄株式会社線	(236) 小田急電鉄株式会社線
規則別表	規則別表
(内容省略)	(内容省略)
(略)	(略)

(301) 伊豆箱根鉄道株式会社線
規則別表

(内容省略)
(略)

(301) 伊豆箱根鉄道株式会社線
規則別表

(内容省略)
(略)